

取材・撮影許可 申請書

年 月 日

株式会社 長楽館 宛

会社名：

代表者：

印

所在地：〒

責任者：

印

TEL：

FAX：

利用規約を了承の上、下記のとおり申請いたします。

撮影日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
撮影場所		
撮影内容	目的	
	媒体名	
	掲載日 放映日	年 月 日 ()
	企画内容	
	スタッフ 撮影規模	
	撮影機材	
	駐車場利用	有 (台) ・ 無
特記事項		

(注) 申請に当たりましては、掲載誌のバックナンバー又はそれに類するものを添付ください。

上記申請を

許可します

不許可とします

承認印

撮 影 利 用 規 約

はじめに

当館は京都市の文化財の指定を受けております。その事に充分配慮の上、利用規約を遵守下さいますようお願い申し上げます。

1. お申し込み

館内での映像、写真等の撮影については、以下の規約をご確認のうえ、撮影申請書をご提出ください。

館内設備等を移動、または装飾物を仮設する場合は、撮影申請書に明記してください。

2. 使用の承認

(1) 企画・内容などについて審査の上、申請書に記載された事項についてのみ撮影承認を行います。

(2) 利用規約を遵守できない場合は、撮影の許可を取り消す場合もございますので、ご注意ください。

3. 使用の不承認

次の項目のいずれかに該当するとき、また館内などの催事に支障があるときは承認いたしません。

(1) 施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。

(2) 施設または設備を損傷する恐れがあると認められるとき。

(3) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。

(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利用になると認められるとき。

(5) その他施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

4. 注意事項

(1) 撮影主催者の責めによる火災や事故で、人的な損傷が発生した場合は、全て賠償責任を負うものとし、備品や設備を破損した場合は原状に回復していただきます。

(2) 移動した設備等は、元の場所へ配置し、また仮設物については、全て撤去してください。

(3) 申請を偽り、使用の不承認に該当したときは、損害賠償していただきます。

(4) 一般利用客及び防災の支障とならないよう、周囲の状況に配慮してください。

(5) 撮影等に要する照明は、原則としてバッテリーなどの機材をご用意ください。

(6) 飲食及び喫煙は所定の場所をお願いします。

(7) 掲載原稿は印刷前に必ず校正させていただきます。

(8) 掲載雑誌及び映像メディア等をご送付ください。

(9) 掲載ページ等を弊社ホームページに掲載させていただく場合がございます。

(10) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、当館管理者の指示に従ってください。

株式会社 長 楽 館

ご使用料金規定

撮影方法	最初の1時間	追加1時間毎に
スチールカメラ撮影	54,000 円	32,400 円
映像撮影	108,000 円	54,000 円

上記料金は消費税 8%を含んでおります

☆館内での映画の撮影はお断り致します。

☆非公開場所での撮影は基本的にお断り致します。